

平成28年度周南市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

平成28年度周南市の国民宿舎特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

平成29年2月22日 提出

山口県周南市長 木 村 健 一 郎

第 1 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民宿舎湯野荘指定管理料	平成28年度から 平成29年度まで	91,005

(国民宿舎特別会計)

(国民宿舎特別会計)

債務負担行為で翌年度以降にわた
支出額又は支出額の見込み及び当該

(平成28年度設定分)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額	
		期 間	金 額
国民宿舎湯野荘指定管理料	91,005		

(国民宿舎特別会計)

るものについての前年度末までの
年度以降の支出額等に関する調書

(単位 千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
平成28年度から 平成29年度まで	91,005			91,005	